

大分県蜂群配置調整の基本方針

大分県農林水産部畜産技術室
制 定：令和6年8月16日
最終改正：令和7年7月 9日

(主旨)

第1 養蜂振興法（昭和30年法律第180号。以下「法」という。）第8条（蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置等）について、本大分県蜂群配置調整の基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき実施するものとする。

(蜂群配置調整の実施)

第2 県は、大分県蜂群配置調整会議開催要領（令和6年8月16日大分県農林水産部畜産技術室制定。以下、「開催要領」という。）及び大分県蜂群配置調整基準（令和6年8月16日大分県農林水産部畜産技術室制定。以下、「調整基準」という。）により蜂群配置調整を実施する。

(蜂群配置調整の結果)

第3 開催要領により、県蜂群配置調整会議において、地域調整の結果を報告することとし、地域調整で審議・調整し決定したものについてはこれを尊重し、県の調整会議では審議しないこととする。県調整会議開催日までに調整が成立しなかった蜂場で継続審議とした場合、翌年以降に蜂群配置調整を実施する。

(県外から転飼)

第4 新規の県外養蜂業者の本県への転飼又は増飼及び県内での転飼については、開催要領及び調整基準により蜂群配置調整を実施し、次のア及びイに該当しないと認められた蜂場は、法第4条の定めにより県知事により許可するものとする。

ア 蜜源に対し、蜂群数が著しく過剰になる。

イ 本県の養蜂振興を阻害する恐れがある。

(蜂群配置にあたって行うこと)

第5 飼育場所が自己の所有地内であっても必ず地域関係者（県出先機関・市町村・蜜蜂飼育者）と充分協議し、地域住民の生活に不都合の生じないことを確認のうえ、飼育することとする。新規蜜蜂飼育者は、県の実施する養蜂講習会等に参加し、飼育に際しての基礎的な知識や技術の習得に努めることとする。

(新規配置蜂群と既存蜂群の配置調整)

第6 過去の実績ある蜂場以外の蜂場に新規に配置する蜜蜂飼育者については、調整基準第3によりその進出地域に実績のある蜜蜂飼育者と競合すると判断される場合は、第2に則り配置調整を実施する。原則は、実績のある蜜蜂飼育者の飼育を優先するが、話し合い等により双方の合意が得られた蜂場は「調整済み」とし、飼育は差し支えないものとする。

(新規配置蜂群同士の配置調整)

第7 新規の蜂場に複数の蜜蜂飼育者が飼育届（法第3条）、又は転飼許可申請（法第4条）の提出を行った場合は、第2に則り蜂群配置調整を実施する。

(標識等の設置)

第8 蜜蜂飼育者は、飼育届（法第3条）の受理又は転飼許可（法第4条）後の飼育場所には標識等を設置し、所有者、期間、蜂群数等を明示することとする。

(県による立入検査の実施)

第9 県は、無届、不許可転飼等の違反事例に対しては、その態様を十分検討の上、適切な指導を行う。また、県は法の施行に必要な限度において、法第9条第1項の規定に基づき蜜蜂飼育者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

第10 本方針は、必要に応じて改正を行うこととする。

第11 以下については、別に定めるものとする

- ① 大分県蜂群配置調整基準（令和6年8月16日畜技第934号）
- ② 大分県蜂群配置調整会議開催要領（令和6年8月16日畜技第933号）

附則 令和6年8月16日から施行する。
令和7年7月 9日に改正する。